諮問番号：令和４年度諮問第４９号

答申番号：令和５年度答申第１６号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和４年１月１２日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

本件処分は、審査請求人が保護の受給中である平成２７年４月２３日に遭遇した交通事故（以下「本件交通事故」という。）に係る自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の保険金収入に対して費用返還決定されたものである。

審査請求人の保護開始は、審査請求人の両親に勝手に進められたものであるし、本件交通事故により審査請求人の意識がない期間があり、本件交通事故の相手方や審査請求人の両親が処分庁に情報提供しなかったから費用返還が生じたものであり、費用返還義務は審査請求人の両親にあると思う。

また、処分庁は、月１，０００円の分割返還を提案するが、物価が上がり、審査請求人は障がいや病状により就労がままならず、作業所で就労しても日当４００円程度であり、現状の生活を維持するのに精一杯のため、本件処分の返還額を支払うことができない。

以上により、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人が、傷害による損害に対する自賠責保険（以下「傷害保険金」という。）と後遺障害による損害に対する自賠責保険（以下「後遺障害保険金」という。）を受領したことから、資力発生日以降に支給された保護費のうち３，０５２，６６２円を、資力がありながら保護を受給した場合は保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた法第６３条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（２）まず、傷害保険金についてみる。

処分庁は、審査請求人が平成２７年４月２３日に本件交通事故に遭い、令和元年９月１２日に保険金を受領したことから、傷害による損害に対する自賠責保険による保険金の資力の発生日を平成２７年４月２３日とし、審査請求人の事故日から審査請求人の保護が停止された令和元年１０月１日までについては、資力がありながら保護を受けていたものと判断したことが認められる。

第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第６３条の適用について（昭和４７年１２月５日社保第１９６号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）１及び２、生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会･援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３の６答（３）のとおり、自動車事故等の被害により保険金等を受領した場合について、自賠責保険は、事故発生により被害者に対して自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることとされていることから、審査請求人が受領した傷害保険金の資力の発生日を本件交通事故のあった平成２７年４月２３日であるとし、同日から処分庁が審査請求人の保護を停止した令和元年１０月１日の間について、審査請求人が、資力がありながら保護を受けたとした処分庁の判断に誤りは認められない。

また、処分庁は、平成２９年２月以降に審査請求人に対して支給した保護費を返還の対象として、令和４年１月１２日付けで本件処分を行ったことが認められる。

問答集問１３の１８答のとおり、返還請求権の消滅時効期間は５年間（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３６条）であるため、実際に当該請求権を行使する日（法第６３条に基づき返還額の決定をする日）前５年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱って差し支えないとされているところ、処分庁は、本件処分を令和４年１月１２日付けで行っており、本件処分を決定する前５年間を超える保護費については、消滅時効が完成していることが認められることから、処分庁が、傷害保険金に係る返還の始期を平成２９年２月としたことに誤りは認められない。

（３）また、処分庁は、審査請求人が令和元年９月１２日に受領した保険金１２，３００，１２０円（以下「本件収入」という。）のうち、自動車損害賠償保障法施行令（昭和３０年１０月１８日政令第２８６号。以下「施行令」という。）第２条第１項のとおり、傷害保険金の上限額である１，２００，０００円から、①第三者行為に係る請求分７８４，０００円、②○○○○センター（以下「Ａセンター」という。）に支払った医療費２２，６８０円、③文書料７４０円を差し引いた３９２，５８０円について、傷害保険金に係る返還対象額と判断したことが認められ、必要経費等を控除した上で返還対象額を算出していることから、その処分庁の判断に不合理な点は認められない。

そして、処分庁が返還対象額とした３９２，５８０円について、平成２９年２月から同年５月、処分庁が審査請求人に対して支給した保護費の総額を下回ることが認められることから、返還対象額の全額を要返還額とした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（４）次に、後遺障害保険金についてみる。

処分庁は、審査請求人が平成２７年４月２３日に本件交通事故に遭い、その事故による後遺障害の症状固定日が平成３０年３月６日であったことから、審査請求人が令和元年９月１２日に受領した後遺障害保険金の資力の発生日を平成３０年３月６日とし、後遺障害の症状固定日から審査請求人の保護が停止された令和元年１０月１日までについては、資力がありながら保護をうけていたものと判断したことが認められる。

また、審査請求人が受領した後遺障害保険金は、自賠責保険であることが認められる。

課長通知１及び２、問答集問１３の６答（３）のとおり、自動車事故等の被害により保険金等を受領した場合について、自賠責保険による後遺障害に対する保険金については、給付事由が発生したことにより当然に受領できるものであるため、障害認定日を資力の発生日ととらえることとされていることから、審査請求人が受領した後遺障害保険金の資力の発生日を症状固定日である平成３０年３月６日であるとし、同日から処分庁が審査請求人の保護を停止した令和元年１０月１日の間について、審査請求人が、資力がありながら保護を受けたとした処分庁の判断に誤りは認められない。

（５）また、後遺障害保険金（１１，９０６，８００円）は、平成３０年３月６日以降、処分庁が審査請求人に対して支給した保護費（２，６６０，０８２円）を上回ることが認められることから、当該保護費の全額を要返還額とした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（６）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に係る返還の対象期間及び要返還額（３，０５２，６６２円）に誤りは認めらない。

（７）次に費用返還額の決定についてみる。

法第６３条並びに生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成２４年課長通知」という。）１（１）のとおり、法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額のひとつとして、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額と定めている。

本件においては、処分庁が、審査請求人に対し、自立更生に要する費用について説明したかについては、本件の事件記録において記載がなく、判然としない。

しかしながら、審査請求人は、保険金を受領し、当該収入があったことを契機に保護から脱却していることが認められるところ、本件処分に至るまでの間において、審査請求人に自立更生が必要な事項について申立てはなく、また、本件審査請求においても、審査請求人から自立更生に関する主張はなく、本件の事件記録からも返還額の控除を行うべき事実を見出すことはできない。

また、審査請求人は、本件収入を受領し、処分庁に対し、本件処分により返還した場合であっても、９００万円を超える金員が手元に残ること等も勘案すれば、今後相当期間生活することが可能であると見込まれ、本件処分は、審査請求人の生活を困窮させるものや自立を著しく阻害するものとは認められない。

これらのことからすると、処分庁が、本件処分において、要返還額の全額を返還額としたことが著しく妥当性を欠くとはいえず、処分庁の判断に誤りは認められない。

（８）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分の通知書の決定理由の欄には、「後遺障害補償（１２，３００，１２０円、症状固定日平成３０年３月６日を資力発生日とする）の資力がありながら保護を受給されました」と記載されており、処分庁は「１１，９０６，８００円」と記載すべきところを「１２，３００，１２０円」と記載したことが推察され、審査請求人が受給した保険金全額〔本件収入〕である１２，３００，１２０円を後遺障害保険金の金額として記載した本件処分の理由付記には誤りが認められる。

しかしながら、本件処分の通知書に記載された後遺障害保険金の金額に誤りがあることが、本件処分の返還額の算定に影響を及ぼすものではないことから、本件処分の決定理由に誤りはあるものの、本件処分を取り消すほどの瑕疵があるとまではいえない。

また、処分庁は、本件処分を行うに当たって、審査請求人が令和元年９月１日〔１２日と思われる。〕に受領した保険金に対し、令和２年３月３０日付けで法第６３条に基づく返還決定処分（以下「前々回処分」という。）を行ったものの、返還額の算定方法に疑義が生じ、再算定が必要となったとして、同年１０月８日付けで取り消し、令和３年３月３１日付けで法第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「前回処分」という。）を行ったが、再度同様の理由により同年１０月２５日付けで取消しを行い、その結果、審査請求人が令和元年９月１日〔１２日と思われる。〕に保険金を受領してから、２年以上経過した令和４年１月１２日付けで本件処分を行ったことが認められる。

処分庁においては、被保護者に対して処分を行うにあたって、処分の理由を適切に表記し、適切に返還額を算定すべきであり、今後同様のことが無いよう留意すべき旨付言する。

（９）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和５年３月３０日　　諮問書の受領

令和５年４月１０日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：４月２４日

　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：４月２４日

令和５年４月２６日　　第１回審議

令和５年５月１７日　　審査請求人から主張書面及び口頭意見陳述の申立書の受領

令和５年５月２４日　　第２回審議

令和５年６月２１日　　第３回審議

令和５年６月３０日　　口頭意見陳述の実施

令和５年７月２５日　　第４回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。

（３）法第６３条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（４）施行令第２条第１項は、「法〔自動車損害賠償保障法〕第１３条第１項の保険金額は、死亡した者又は傷害を受けた者１人につき、次のとおりとする。」と定め、同項第３号において、「傷害を受けた者（中略）　イ　傷害による損害（中略）につき　１２０万円（中略）ニ　別表第２に定める第１３級以上の等級に該当する後遺障害が２以上存する場合（中略）における当該後遺障害による損害につき　重い後遺障害の該当する等級の１級上位の等級に応ずる同表に定める金額（その金額がそれぞれの後遺障害の該当する等級に応ずる同表に定める金額を合算した金額を超えるときは、その合算した金額）（後略）」と定めている。

（５）課長通知は、第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における法第６３条の適用について、「１　生活保護法第６３条にいう資力の発生時点としては、加害行為発生時点から被害者に損害賠償請求権が存するので、加害行為発生時点たること。したがって、その時点以後支弁された保護費については法第６３条の返還対象となること。２　実施機関は、１による返還額の決定にあたっては、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点以後について支弁された保護費を標準として世帯の現在の生活状況および将来の自立助長を考慮して定められたいこと。」とし、自動車事故の場合として、「自動車損害賠償保障法により保険金が支払われることは確実なため、事故発生時点」と記している。

なお、課長通知は、地方自治法第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（６）平成２４年課長通知１（１）は、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、次に定める範囲の額として①から⑥を示し、⑥は、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合（中略）をいう。そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。」と記している。

（７）問答集問１３の６答（３）は、自動車事故等の被害により補償金、保険金等を受領した場合の考え方について、「自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。（中略）自動車事故の場合は、保険の種類や保障内容により異なるが、自賠責保険は、事故発生により被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになり、後遺障害、死亡に対する保険金については、給付事由が発生したことにより当然に受給できるものであるため、それぞれ障害認定日、死亡日を資力の発生日ととらえることとなる。」と記している。

（８）問答集問１３の１８答は、費用返還請求の時期と消滅時効の開始時期の考え方について、「保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村は、資力の発生の事実があったとき以降いつでも、保護の実施機関が決定した額について法律上の返還請求権を行使することができるので、その消滅時効の起算点も「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」と解することになる。この返還請求権の消滅時効期間は５年間（地方自治法第２３６条）なので、実際に当該請求権を行使する日（法第６３条に基づき返還額の決定をする日）前５年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱って差し支えない。（後略）」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２５年１０月２日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保護を開始した。

（２）平成３０年３月９日に発行された、本件交通事故に係る自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書には、受傷日時の欄に平成２７年４月２３日と、症状固定日の欄に平成３０年３月６日と記載されている。

（３）令和元年９月１２日、審査請求人は処分庁を訪問し、同日、本件交通事故の被害に係る保険金（以下「本件保険金」という。）のうち、弁護士に入金された金額から弁護士費用を差し引いた１２，３００,１２０円（本件収入）を受領した旨を記載した収入申告書及び審査請求人名義の銀行口座の通帳の写しを提出するとともに、法による保護を廃止してほしいと申し出た。

処分庁の担当者が、返還金等が決まれば電話をするので、連絡先に変わりがないかと尋ねたところ、審査請求人は弁護士に連絡するようにと述べた。

（４）令和元年９月１７日付けで、処分庁は、本件交通事故について、某損害保険会社（以下「保険会社」という。）宛てに照会文書（以下「本件照会」という。）を送付した。

（５）令和元年１０月１日、審査請求人は○○市（以下「Ｂ市」という。）○○○○役所を訪問し、国民健康保険の加入及び住所変更等の手続を行った。

その際に、処分庁の担当者が、保護費の受取りについて審査請求人に説明したところ、審査請求人は、保護費を受け取らないと申し出た。また、審査請求人が、返還金はどうなるのかと尋ねたところ、処分庁の担当者は、今現在は分からないと答えた。

処分庁は、①本件収入の具体的な挙証資料が提出されておらず、資力発生日が明らかでないことから、返還金額が不明であること、②審査請求人が本件収入を生活費に充当していると推察されること、を理由として、同日付けで審査請求人の保護を停止（以下「本件保護停止」という。）した。

（６）令和元年１１月１日付けで、保険会社は、本件保険金のうち、Ｂ市が本件交通事故の被害に係る医療扶助額を傷害保険金から先に取得した７８４，０００円（以下「本件控除額」という。）を控除した残額（１６，１５６，０００円）の内訳書（以下「本件内訳書」という。）を添付して、本件照会に対する回答を行った。

本件内訳書には以下の記載がある。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 損害の種類 | | 損害額 | 支払額 | 支払対象期間 | 支払年月日 | 受領者 | 備考 | |
| 治療費 | | 34,560円 |  | 27年４月２３日～30年３月６日  （889日） | 年　月　日～年　月　日 | ☆393,320円  →Ｒ１.５.15支払  弁護士（略）  ☆22,680円  →Ｒ１.５.15支払  　（中略）〔Aセンター〕 | | |
| 文書料 | | （文書料）  740円 | 年 月　日～  年 月 日  （ 日） | 年　月　日～年　月　日 |
| 看護料 | | 円 | 年 月　日～  年 月 日  （ 日） | 年　月　日～年　月　日 |
| 諸雑費 | | 36,300円 | 27年４月２３日～27年５月25日  （33日） | 年　月　日～年　月　日 |
| 通院費 | | 円 | 年 月　日～  年 月 日  （ 日） | 年　月　日～年　月　日 |
| 休業損害 | | 円 | 年 月　日～  年 月 日  （ 日） | 年　月　日～年　月　日 |
| 慰謝料 | | 344,400円 |  | 年　月　日～年　月　日 |
| その他費用 | | 円 | 年 月　日～  年 月 日  （ 日） | 年　月　日～年　月　日 |
| 後遺障害 | 逸失  利益 | 15,740,000円  (併合４級)  （中略）  1,798万円－既存障害224万（12級）＝1,574万円 |  | 年　月　日～年　月　日 | ☆1,350万円  →Ｒ１.５.15支払  弁護士（後略）  ☆224万円  →Ｒ１.10.25支払  　弁護士（後略） | | |
| 介護料 |  | 年　月　日～年　月　日 |
| 慰謝料等 |  | 年　月　日～年　月　日 |
| 死亡 | 逸失  利益 | 円 |  | 年　月　日～年　月　日 |  | |  |
| 介護料 | 円 |  | 年　月　日～年　月　日 |  | |  |
| 慰謝料等 | 円 |  | 年　月　日～年　月　日 |  | |  |
|  |  |  |  | 年　月　日～年　月　日 |  | |  |
| 合計 | | 16,156,000円 | 円 |  | | | | |

（７）令和２年３月９日付けのケース記録票には、「（主）〔審査請求人〕の交通事故〔本件交通事故〕による損害賠償金等にかかる返還金について下記のとおり返還決定を行います。（主）の弁護士あてに①Ｒ１．５．１５　３９３，３２０円　②Ｒ１．５．１５　１３，５００，０００円　③Ｒ１．１０．２５　２，２４０，０００円（計１６，１３３，３２０）の入金あり　そのうち弁護士費用を差し引いて（主）の口座に令和１年９月１２日に１２，３００，１２０円〔本件収入〕の入金あり。自賠責保険上限額　１，２００，０００円（資力発生日Ｈ２７,４,２３事故日）のうち第三者行為に係る請求分（保護課）〔Ｂ市の担当課〕により７８４，０００円〔本件控除額〕を控除（保護課より指示）する。更にＲ１．５．１５に（中略）〔Ａセンター〕で支払われた２２，６８０円が引かれたものが①の３９３，３２０円である。その内訳の中には文書料７４０円が含まれているため計算式としては下記のとおり　（自賠責保険）１，２００，０００円－（保護課）７８４，０００円－（ＨＰ支払い）２２，６８０円－（文書料）７４０円＝３９２，５８０円が自賠責保険の返還対象額となる。１２，３００，１２０円から①３９３，３２０円を引いた１１，９０６，８００円が後遺障害保険となっており病状固定日であるＨ３０．３．６が資力の発生日と判断する。（中略）平成２７年４月　３９２，５８０円　平成３０年３月～令和元年１１月　２，７９４，６２９円　計　３，１８７，２０９円が生活保護法第６３条返還金となる。」と記載されている。

（８）令和２年３月３０日付けで、処分庁は、返還金額を３，１８７，２０９円とする前々回処分を行った。

（９）令和２年１０月８日付けで、処分庁は、返還金額の算定方法に疑義が生じ、再算定が必要になったとして、前々回処分を取り消した。

（１０）令和３年３月３１日付けで、処分庁は、返還金額を３，１０６，４００円とする前回処分を行った。

（１１）令和３年１０月２５日付けで、処分庁は、審査請求人へ前回処分の発送日（同年４月５日）の時点で時効を迎えている平成２８年４月分保護費を返還対象にしていたことが判明したとして、前回処分を取り消した。

（１２）令和４年１月１２日付けのケース記録票には、「令和３年１０月２５日付けで取り消した令和３年３月３１日付け６３条返還決定について、改めて返還決定を行う。　＜資力発生日＞自賠責保険３９２，５８０円　平成２７年４月２３日（事故日）　後遺障害保険１２，３００，１２０円　平成３０年３月６日（症状固定日）　＜返還決定＞自賠責保険　平成２９年２月～５月に支払った保護費５２１，６６４円のうち３９２，５８０円　後遺障害保険　平成３０年３月６日以降に支払った保護費２，６６０，０８２円　計３，０５２，６６２円　＜前回決定〔前回処分〕金額３，１０６，４００円との差額５３，７３８円について＞平成３０年２月２８日起案、３月１日決定、同月７日支払いの敷金等１５７，０８８円について、資力発生より以前に支給決定されているため、今回は返還決定に含まないこととする。令和元年９月分医療費１０３，３５０円について、返還額に算定されていなかったため、今回は返還決定に含むこととする。１５７，０８８円－１０３，３５０円＝５３，７３８円（差額）（後略）」と記載されている。

また、同日のケース記録票に添付された、審査請求人に支給された保護費の累計額を計算するための書面（以下「本件計算書」という。）には、①平成２９年２月から同年５月までに支給した保護費の累計額は５２１，６６４円と、②平成３０年４月１３日に起案された転居移送費（１４０，４００円）及び症状固定日以降の平成３０年３月分保護費から本件保護停止までに支給した保護費の累計額は２，６６０，０８２円と、記載されている。

（１３）令和４年１月１２日付けで、処分庁は審査請求人に対して、法第６３条に基づき３，０５２，６６２円の返還を求める本件処分を行った。

本件処分の通知書の決定理由の欄には、「（前略）〔審査請求人〕は、自賠責保険〔傷害保険金に対応する額〕（３９２，５８０円、事故日平成２７年４月２３日を資力発生日とする）と後遺障害補償〔後遺障害保険金に対応する額〕（１２，３００，１２０円、症状固定日平成３０年３月６日を資力発生日とする）の資力がありながら保護を受給されましたので、資力発生日以降に支給された保護費のうち３，０５２，６６２円を、資力がありながら保護を受給した場合は保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた生活保護法第６３条に基づき返還決定します。」と記載されている。

また、前記（６）、（７）、（１２）に基づいて、本件保険金、本件収入並びに本件収入のうち傷害保険金に係る返還対象額及び後遺障害保険金に係る返還対象額の相関関係を図に示すと、別紙のとおりとなる。

（１４）令和４年２月２２日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）前記１（３）のとおり、法第６３条は、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、被保護者は都道府県等に対して「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」を返還しなければならないと規定しており、被保護者が返還すべき額については、その受けた保護金品に相当する金額を上限としつつ、保護の実施機関が定めるものとしている。同条が、返還額について被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲内とし、返還額の上限となる金額を規定する一方、返還すべき額の算定方法を具体的に規定していないのは、返還を免除すべき額をどのように算定するかについては、保護の実施機関たる処分庁の合理的な裁量に委ねるべきとの趣旨によるものと解するのが相当である。

（２）もっとも、保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき処理基準を定めている。

前記１（５）の課長通知１及び２に示された、第三者加害行為による保険金等を受領した場合の資力の発生日については、法の基本原理（法第１条及び第４条第１項参照）並びに法第６３条の解釈として合理的なものであるといえる。

また、費用返還の行政実務では、前記１（６）の平成２４年課長通知及び同（７）、（８）の問答集が参照されている。

（３）これを本件についてみると、審査請求人が本件収入を受領したことから、処分庁は、資力がありながら保護を受給した場合は保護に要した費用を返還する義務がある旨を定めた法第６３条に基づき、①傷害保険金に係る収入については、資力発生日を本件交通事故の日として、②後遺障害保険金に係る収入については、資力発生日を症状固定の日として、それぞれの資力発生日以降から本件保護停止の日までに支給された保護費のうち、返還請求権の消滅時効が完成していない費用の合計を３，０５２，６６２円と算出した上で、その全額の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

以下、上記①②の保険金に係る要返還額の算出に誤りがないか、検討する。

ア　傷害保険金に係る要返還額について

前記１（７）のとおり、自動車事故等の被害により保険金等を受領した場合について、自賠責保険は、事故発生により被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることとされていることから、審査請求人が受領した傷害保険金の資力の発生日を本件交通事故のあった平成２７年４月２３日であるとし、同日から本件保護停止の令和元年１０月１日までの間について、審査請求人が、資力がありながら保護を受けたとした処分庁の判断に誤りは認められない。

また、処分庁は、傷害保険金の上限額である１，２００，０００円から控除すべき必要経費等として、本件控除額、Ａセンターに支払った医療費２２，６８０円及び文書料７４０円を差し引いて、３９２，５８０円を返還対象額としており、かかる処分庁の判断に不合理な点はない。

さらに、前記１（８）のとおり、実際に当該請求権を行使する日（法第６３条に基づき返還額の決定をする日）の前５年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱って差し支えないとされているところ、処分庁は本件処分を令和４年１月１２日付けで行っていることから、本件処分を決定する前５年間を超える保護費について、処分庁が、消滅時効が完成しているとして、傷害保険金に係る返還の始期を平成２９年２月としたことに誤りは認められない。

そして、前記２（１２）の本件計算書によると、平成２９年２月から同年５月までに処分庁が審査請求人に支給した保護費の累計額は５２１，６６４円であることが認められ、処分庁が返還対象額とした３９２，５８０円は当該累計額を下回ることから、処分庁が返還対象額の全額を要返還額としたことに不合理な点は認められない。

イ　後遺障害保険金に係る要返還額について

前記１（７）のとおり、自賠責保険による後遺障害に対する保険金については、給付事由が発生したことにより当然に受領できるものであるため、障害認定日を資力の発生日ととらえることとされていることから、審査請求人が受領した後遺障害保険金の資力の発生日を症状固定日である平成３０年３月６日であるとし、同日から本件保護停止の令和元年１０月１日までの間について、審査請求人が、資力がありながら保護を受けたとした処分庁の判断に誤りは認められない。

また、処分庁が、後遺障害保険金は、平成３０年３月６日以降、処分庁が審査請求人に対して支給した保護費である２，６６０，０８２円を上回ることが認められるとして、当該保護費の全額を要返還額としたことに不合理な点は認められない。

（４）次に、処分庁が要返還額の全額を本件処分の返還額と決定したことの妥当性について、検討する。

前記１（３）、（６）のとおり、法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額のひとつとして、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額としている。

本件においては、処分庁が、審査請求人に対し、自立更生に要する費用について説明したかについては、本件の事件記録において記載がなく、判然としない。

しかしながら、審査請求人は、本件収入を受領し、それを契機に保護から脱却していることが認められるところ、本件処分に至るまでの間において、審査請求人に自立更生が必要な事項について申立てはなく、また、本件審査請求においても、審査請求人からは生活の困窮についての主張はあるものの、自立更生に関する主張はなく、本件の事件記録からも返還額の控除を行うべき事実を見出すことはできない。

また、審査請求人は、１２，３００，１２０円の本件収入を受領し、本件処分の金額を返還した場合であっても、９００万円を超える金員が手元に残ること等も勘案すれば、今後相当期間生活することが可能であることが見込まれ、本件処分は、審査請求人の生活を困窮させるものや自立を著しく阻害するものとは認められない。

これらのことからすると、処分庁が、本件処分において、要返還額の全額を返還額としたことが著しく妥当性を欠くとはいえない。

（５）なお、審査請求人は、本件審査請求において、本件処分の返還金額は、両親に支払う義務があるなど、処分庁が審査請求人に返還を求めたことに対する不服を主張する。

しかしながら、本件交通事故の情報提供が、処分庁に速やかに行われたとしても、本件収入の申告までは、審査請求人に対する保護費の支給が継続することに変わりはなく、また、資力の発生日以降の保護費に該当する本件処分の返還額を両親が負担すべき事実を証する資料等の提出もないことから、審査請求人の主張は採用できない。

（６）以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

**第６　付言**

本件処分に係る当審査会の前記判断を左右するものではないが、本件処分の通知書における理由の記載及び本件処分に至る処分庁の処理について疑義があるため、以下、付言する。

前記第５の２（１３）のとおり、本件処分の通知書の理由の欄には、「後遺障害補償（１２，３００，１２０円、症状固定日平成３０年３月６日を資力発生日とする）の資力がありながら保護を受給されました」と記載されており、審査請求人が受給した本件収入である１２，３００，１２０円を後遺障害保険金の金額として記載した本件処分の理由付記には誤りが認められる。このこと自体は、本件処分の返還額に影響を及ぼすものではないものの、審査請求人に誤解を与える恐れがあるものである。

また、前記第５の２（９）、（１１）のとおり、処分庁は、本件処分を行うにあたって、審査請求人が受領した本件収入に対し、令和２年３月３０日付けで前々回処分を行ったものの、返還金額の算定方法に疑義が生じ、再算定が必要となったとして前々回処分を取り消し、令和３年３月３１日付けで前回処分を行ったが、再度同様の理由により前回処分を取り消し、その結果、審査請求人が本件収入を受領してから、２年以上経過した令和４年１月１２日付けで本件処分を行ったことが認められる。

審理員の意見と同様、当審査会としても、処分庁は被保護者に対して処分を行うにあたって、処分の理由を的確に表記し、正確に返還金額を算定すべきであるから、処分庁には、今後、同様のことが無いよう留意すべきことを望むものである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　充

委員　　　　　重本　達哉

委員　　　　　船戸　貴美子

